

平成28年7月

駐車禁止除外指定車標章のしおり

駐車禁止除外指定車標章の使用にあたっては、違法駐車が大きな社会問題となっている状況を十分認識していただき、必要最小限の使用に努めてください。
標章を使用される場合でも他人の迷惑にならない場所を選ぶとともに、駐車場がある場所での駐車や、長時間の駐車となるようなことは避けてください。
なお、岐阜県外で利用される場合は、行き先の都道府県警察に確認してください。

標章交付申請や相談窓口について

本人運転（障がい者等本人が運転）の場合と、介護運転（同居の親族等が、障がい者等を同乗させて運転）の場合ともに、同じ手続きです。

◎ 新規・更新・再交付申請（その他駐車除外についての相談）

住所地を管轄する警察署交通課	平日（土・日・祝日等の休日は取扱いをしておりません。） 午前8時30分～午後5時15分
岐阜県警察本部交通規制課	毎週水曜日のみ 午前8時30分～午後5時15分

身体障がい者の方は、身体障害者福祉協会を通じての申請も受付けています。

財団法人岐阜県身体障害者福祉協会 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉農業会館5階 058-273-1111(内線2542)	平日 (土・日・祝日等の休日は取扱いをしておりません。) 午前8時30分～午後5時15分
--	--

◎ 氏名等の変更届出 住所地を管轄する警察署交通課

申請の要領

◎ 申請には、

○ 手帳（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

○ 手帳のコピー

あらかじめ、手帳番号・交付日・住所・氏名・生年月日・写真・障害名・等級が載っているページをコピーして、持参してください。コピーは、申請書に添付して提出してください。

○ 印鑑（認め印）

持参してください。

※ 色素性乾皮症患者の方は、添付書類の確認をしますので申請前に一度ご連絡をください。

◎ その他の添付書類

手帳で県内居住が判明しない場合は、県内居住を証明する書類又はその写し（住民票又は運転免許証等の写し等）の提出をお願いします。

※ 注意事項

1 申請者欄の氏名は、障がい者本人の氏名です。

（代筆される場合は本人の氏名の横に代筆者の氏名を記載してください。）

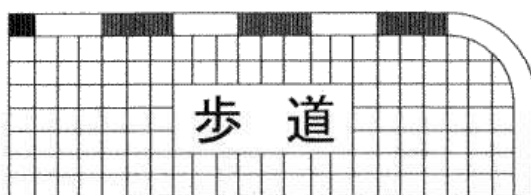
2 氏名変更の場合は、変更後の氏名がわかる書類又はその写しを持参してください。（住民票又は免許証等の写し）

3 更新手続きは、有効期限が切れる前（約1週間前）に申請してください。
（公安委員会からの更新通知はしておりません。）

3 標章の使い方について

駐車禁止から除外されるのは、次の（１）～（３）の条件を全て満たす場合に限りです。条件を満たさない標章の使用は、駐車違反やレッカー移動等の措置を受ける場合があります。

- （１）障がい者が現に使用中の車両であること。
※ 障がい者本人が運転し駐車させた車両、又は障がい者を同乗させ、介護者が運転し駐車した車両をいいます。
- （２）有効期限内の標章を車両前部の見やすい場所に掲出していること。
- （３）駐車禁止の標識や道路標示がある場所で、かつ、後記４以外の場所であること。



（黄色の破線）

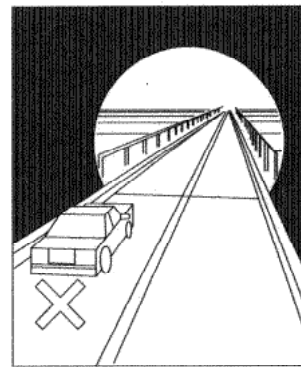
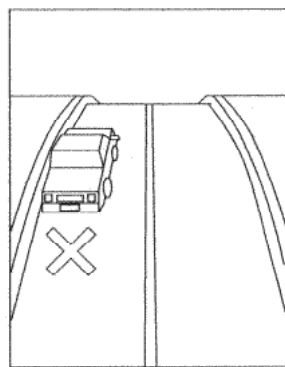
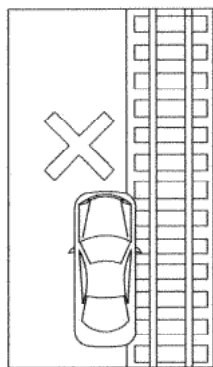
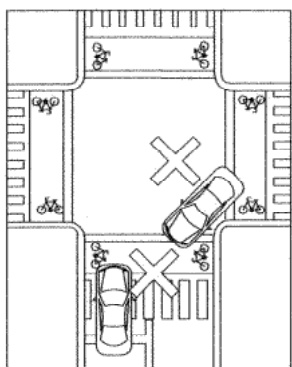
4 駐車できない場所と駐車方法違反

（１）駐車と停車を禁止している場所（道路交通法第44条関係）

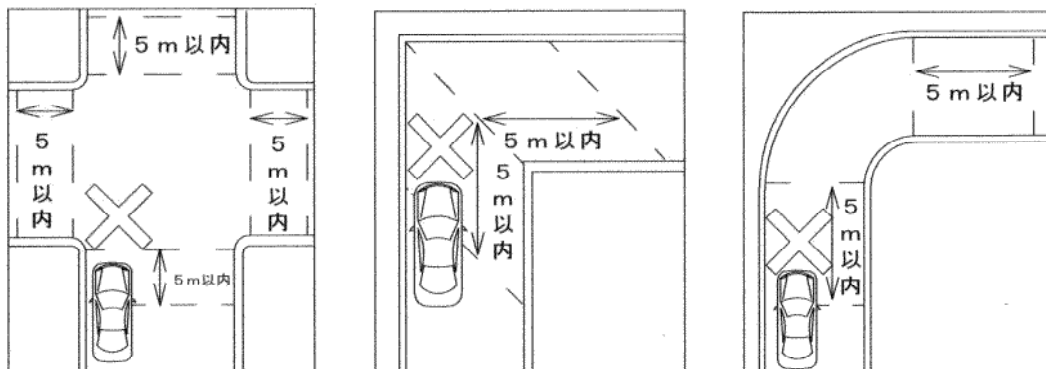
- ① 駐停車禁止標識や道路標示（黄色の実線）のある場所



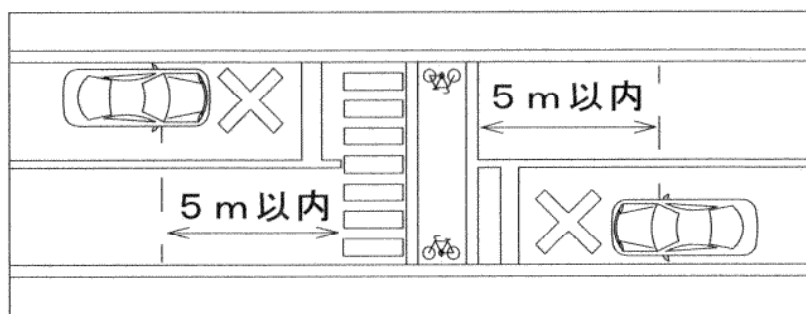
- ② 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネル



③ 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内



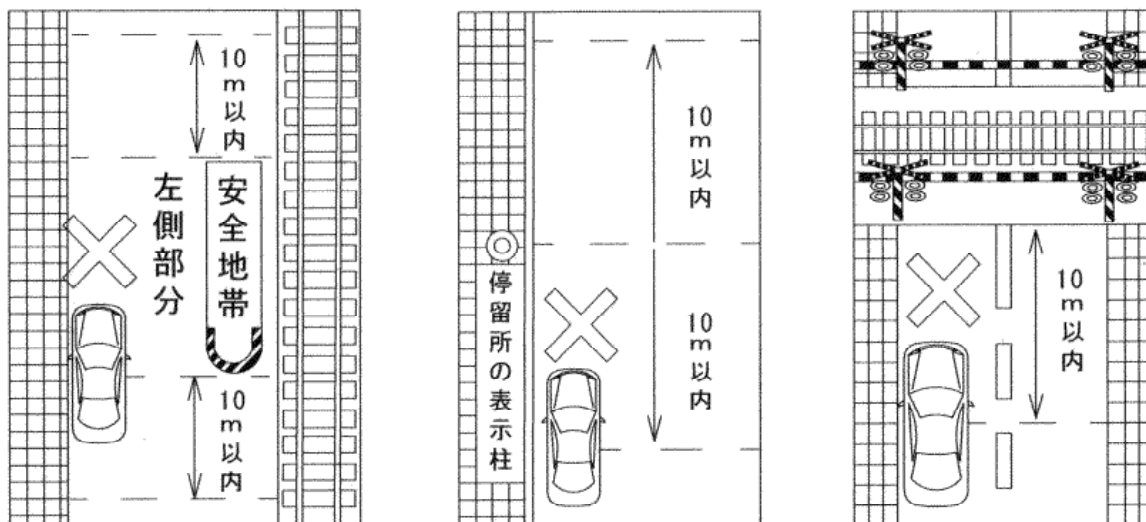
④ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内



⑤ 安全地帯の左側とその前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内

⑥ バス、路面電車の停留所（標示板等）から10メートル以内（運行時間中）

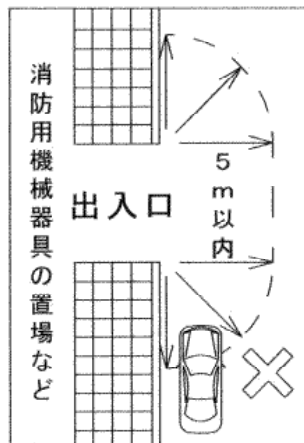
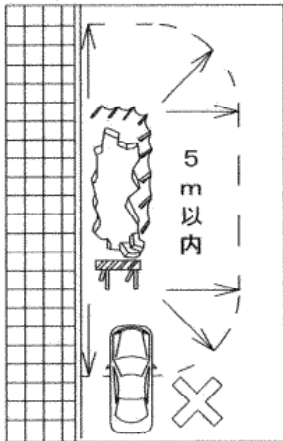
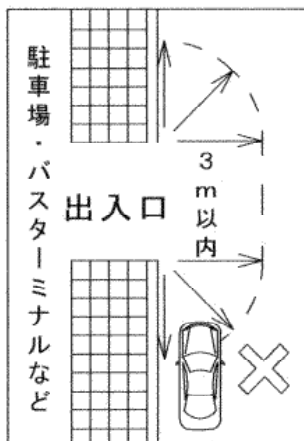
⑦ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内



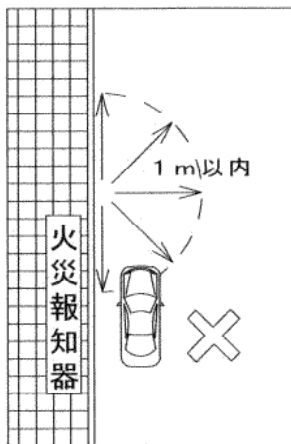
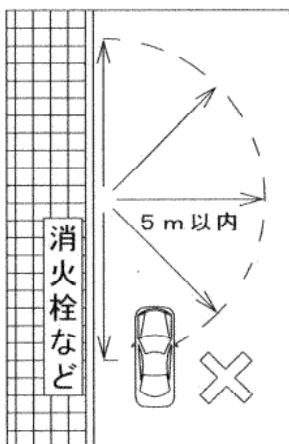
⑧ 高速自動車道、自動車専用道路（パーキングエリア等を除く。）

(2) 駐車を禁止している場所（道路交通法第45条関係）

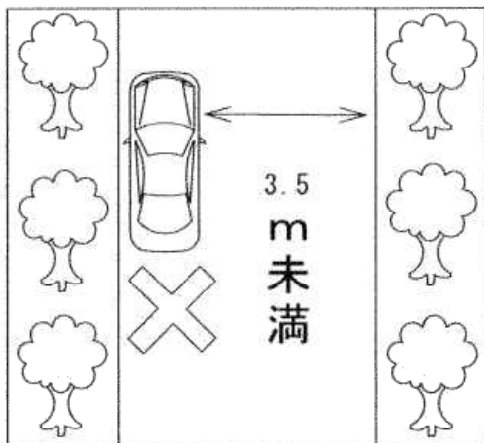
- ① 駐車場や車庫などの自動車用出入口から3メートル以内
- ② 道路工事区域の側端から5メートル以内
- ③ 消防用機械器具置場や消防用防火水槽の側端又はその出入口から5メートル以内



- ④ 消火栓や指定消防水利の標識及び消防用防火水槽の吸水口や吸管投入孔から5メートル以内
- ⑤ 火災報知機から1メートル以内

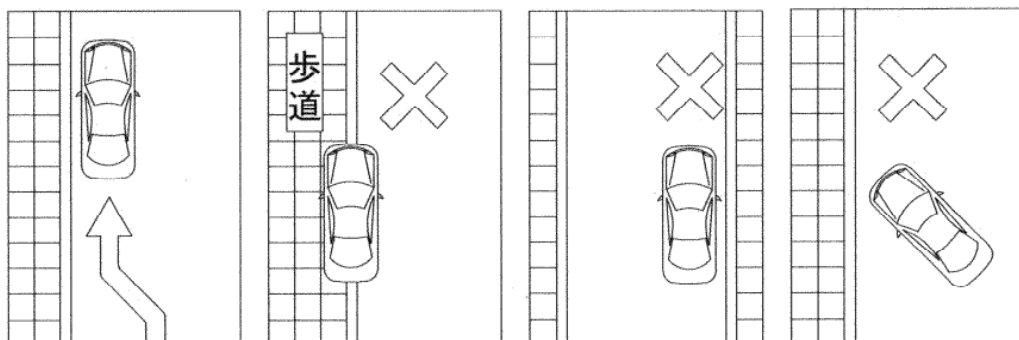


- ⑥ 車両を駐車した場合に、車両右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場所



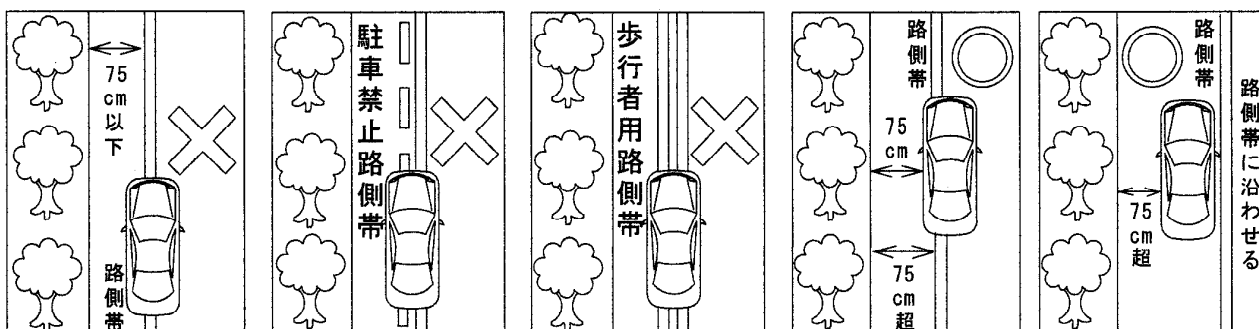
(3) 駐車や停車の方法に従わなければならない場所（道路交通法第47条関係）

- ① 車両を駐車するときは、道路の左側端に沿ってください。
（歩道上駐車、右側駐車、斜め駐車は違反になります。）



- ② 路側帯は歩道に準じるもので、幅75センチメートル以下の路側帯、駐停車禁止路側帯（実線と破線の2本）、歩行者用路側帯（実線2本）には駐停車できません。

- ③ 幅75センチメートルを超える広い路側帯は駐車できますが、車両左側に75センチメートルの余地をあげてください。ただし、その場合車両右側と、路側帯が離れている時は、車両右側を路側帯に沿わせてください。



- ④ 道路標示で駐停車の方法が指定されているときは、その方法に従ってください。

標章の内容を書き換えたり、書き加えたり又は標章をコピーする等の行為は絶対にしないでください。
標章を偽造・変造して使用することは刑罰法令に触れる行為です。